

(様式4別紙1)

特別支援金（就業・起業）に関する誓約事項

- 1 特別支援金（就業・起業）に関する報告及び立入調査について、新潟市から報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 特別支援金（就業・起業）の居住地等その他特別支援金（就業・起業）に係る要件をチェックするため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、特別支援金（就業・起業）の全額を返還します。
 - (1) 特別支援金（就業・起業）の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 特別支援金（就業・起業）の申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 特別支援金（就業・起業）の申請日から1年以内に特別支援金（就業・起業）の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) UIターン創業応援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 新潟市中小企業開業資金の融資決定を取り消された場合：全額

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名
